○　投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第百三十四号）（第四十九条関係）

改正案	現行
（趣旨） 第一条　投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第百二十九条第一項の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書の記載又は記録の方法は、この府令の定めるところによるものとし、この府令において定めのない事項については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 （原則） 第三条　貸借対照表、損益計算書及び金銭の分配に係る計算書は、投資法人の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載し、又は記録しなければならない。 ２、３　（略） （会計方針の注記等） 第六条　（略） ２　貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したと	（趣旨） 第一条　投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第百二十九条第一項の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書の記載方法は、この府令の定めるところによるものとし、この府令において定めのない事項については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 （原則） 第三条　貸借対照表、損益計算書及び金銭の分配に係る計算書は、投資法人の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。 ２、３　（略） （会計方針の注記等） 第六条　（略） ２　貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したと

きは、その旨、その理由及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨、その理由又は変更による増減額の記載又は記録を要しない。

3　前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載又は記録の方法を変更したときに準用する。

（注記の記載又は記録の方法）

第八条　貸借対照表又は損益計算書に記載し、記録すべき注記は、貸借対照表又は損益計算書の末尾に記載し、又は記録しなければならない。ただし、他の適当な箇所に記載し、又は記録することを妨げない。

2　特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載し、又は記録しなければならない。

（金額の表示の単位）

第十条　貸借対照表、損益計算書、金銭の分配に係る計算書及びその附属明細書に記載し、記録すべき金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

第二章　貸借対照表

きは、その旨、その理由及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨、その理由又は変更による増減額の記載を要しない。

3　前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載方法を変更したときに準用する。

（注記の記載方法）

第八条　貸借対照表又は損益計算書に記載すべき注記は、貸借対照表又は損益計算書の末尾に記載しなければならない。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

2　特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載しなければならない。

（金額の表示の単位）

第十条　貸借対照表、損益計算書、金銭の分配に係る計算書及びその附属明細書に記載すべき金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

第二章　貸借対照表

（区分）	（区分）
第十一条　貸借対照表には、資産の部、負債の部及び出資の部を設け、各部にはその部の合計額を記載し、又は記録しなければならない。	第十一条　貸借対照表には、資産の部、負債の部及び出資の部を設け、各部にはその部の合計額を記載しなければならない。
（営業未収入金等）	（営業未収入金等）
第十三条　営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権は、流動資産の部に記載し、又は記録しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資等の部に記載し、又は記録しなければならない。	第十三条　営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資等の部に記載しなければならない。
（預金等）	（預金等）
第十四条　預金その他前条に掲げる金銭債権以外の金銭債権で、その履行期が計算期間の末日後一年内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動資産の部に記載し、又は記録しなければならない。ただし、当初の履行期が一年以上のもの又は一年以上となると認められたものは、投資等の部に記載し、又は記録することができる。	第十四条　預金その他前条に掲げる金銭債権以外の金銭債権で、その履行期が計算期間の末日後一年内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の履行期が一年以上のもの又は一年以上となると認められたものは、投資等の部に記載することができる。
（支配投資主に対する金銭債権）	（支配投資主に対する金銭債権）
第十五条　支配投資主（投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に	第十五条　支配投資主（投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に

当たる投資口を有する者及び法第八十一条第三項の規定により親法人となる法人をいう。第三十七条及び第五十三条において同じ。）に対する金銭債権で前二条の規定により流動資産の部に記載し、記録すべきものは、その金銭債権が属する科目ごとに、他の金銭債権と区別して記載し、又は記録しなければならない。ただし、その金銭債権が属する科目ごとに、又は二以上の科目について一括して注記することを妨げない。

（取立不能の見込額）

第十六条　第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載され、又は記録された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載し、又は記録しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載し、又は記録することを妨げない。

２　（略）

３　取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載し、又は記録することを妨げない。

（短期保有の有価証券）

第十七条　時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後一年内に満期の到来する有価証券は、流動資産の部に記載し、又は記録しなければならない。

当たる投資口を有する者及び法第八十一条第三項の規定により親法人となる法人をいう。第三十七条及び第五十三条において同じ。）に対する金銭債権で前二条の規定により流動資産の部に記載すべきものは、その金銭債権が属する科目ごとに、他の金銭債権と区別して記載しなければならない。ただし、その金銭債権が属する科目ごとに、又は二以上の科目について一括して注記することを妨げない。

（取立不能の見込額）

第十六条　第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

２　（略）

３　取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

（短期保有の有価証券）

第十七条　時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後一年内に満期の到来する有価証券は、流動資産の部に記載しなければならない。

（自己の投資口）
第十八条　自己の投資口は、流動資産の部に特別の科目を設けて記載し、又は記録しなければならない。
２　（略）
（前払費用）
第十九条　費用の前払で決算期後一年内に費用となるものは、流動資産の部に記載し、又は記録しなければならない。ただし、当初一年内に費用とならないものとして支出されたものは、投資等の部に記載し、又は記録することができる。
（繰延税金資産）
第二十条　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産の部に記載し、又は記録しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。
（有形固定資産の償却）
第二十二条　有形固定資産は、その資産が属する科目ごとに、減価償却累計額を控除する形式で記載し、又は記録しなければならない。ただし、減価償却累計額を控除した残額のみを記載し、又は記録することを妨げない。

（自己の投資口）
第十八条　自己の投資口は、流動資産の部に特別の科目を設けて記載しなければならない。
２　（略）
（前払費用）
第十九条　費用の前払で決算期後一年内に費用となるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初一年内に費用とならないものとして支出されたものは、投資等の部に記載することができる。
（繰延税金資産）
第二十条　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。
（有形固定資産の償却）
第二十二条　有形固定資産は、その資産が属する科目ごとに、減価償却累計額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、減価償却累計額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2　（略）
3　減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載し、又は記録することを妨げない。

（無形固定資産の償却）
第二十三条　無形固定資産については、償却額を控除した残額を記載し、又は記録しなければならない。

（所有権が留保された固定資産）
第二十六条　割賦販売等により購入した重要な固定資産の所有権が売主に留保されているときは、その旨及び代金未払額を注記しなければならない。ただし、他の資産又は他の債務と区別して記載し、又は記録するときは、この限りでない。

（長期前払費用）
第二十七条　第十九条の規定により流動資産の部に記載され、又は記録された費用の前払以外の費用の前払は、投資等の部に記載し、又は記録しなければならない。

（長期繰延税金資産）
第二十八条　第二十条の規定により流動資産の部に記載され、又は記録された繰延税金資産以外の繰延税金資産は、投資等の部に記載し、又は記録しなければならない。

2　（略）
3　減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

（無形固定資産の償却）
第二十三条　無形固定資産については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

（所有権が留保された固定資産）
第二十六条　割賦販売等により購入した重要な固定資産の所有権が売主に留保されているときは、その旨及び代金未払額を注記しなければならない。ただし、他の資産又は他の債務と区別して記載するときは、この限りでない。

（長期前払費用）
第二十七条　第十九条の規定により流動資産の部に記載された費用の前払以外の費用の前払は、投資等の部に記載しなければならない。

（長期繰延税金資産）
第二十八条　第二十条の規定により流動資産の部に記載された繰延税金資産以外の繰延税金資産は、投資等の部に記載しなければならない。

（長期金銭債権） 第二十九条　第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載され、又は記録された金銭債権以外の金銭債権は、投資等の部に記載し、又は記録しなければならない。 2　（略）	（長期金銭債権） 第二十九条　第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権以外の金銭債権は、投資等の部に記載しなければならない。 2　（略）
（長期保有の有価証券） 第三十一条　第十七条に規定する有価証券以外の有価証券は、投資等の部に記載し、又は記録しなければならない。 2　（略）	（長期保有の有価証券） 第三十一条　第十七条に規定する有価証券以外の有価証券は、投資等の部に記載しなければならない。 2　（略）
（繰延資産） 第三十二条　法第百三十四条第一項並びに法第百三十九条において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十六条ノ五及び第二百八十七条に規定する金額については、償却額を控除した残額を記載し、又は記録しなければならない。 2　（略） 一～四　（略） 3　（略）	（繰延資産） 第三十二条　法第百三十四条第一項並びに法第百三十九条において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十六条ノ五及び第二百八十七条に規定する金額については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。 2　（略） 一～四　（略） 3　（略）
（営業未払金等） 第三十五条　営業未払金その他営業取引によって生じた金銭債務は、	（営業未払金等） 第三十五条　営業未払金その他営業取引によって生じた金銭債務は、

流動負債の部に記載し、又は記録しなければならない。

（借入金等）

第三十六条　借入金その他前条に掲げる金銭債務以外の金銭債務で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動負債の部に記載し、又は記録しなければならない。

（支配投資主等に対する金銭債務）

第三十七条　支配投資主に対する金銭債務で流動負債の部に記載し、又は記録すべきものは、その金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債務と区別して記載し、又は記録しなければならない。ただし、その金銭債務が属する科目ごとに、又は二以上の科目について一括して注記することを妨げない。

（繰延税金負債）

第三十八条　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債の部に記載し、又は記録しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

（長期金銭債務）

流動負債の部に記載しなければならない。

（借入金等）

第三十六条　借入金その他前条に掲げる金銭債務以外の金銭債務で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動負債の部に記載しなければならない。

（支配投資主等に対する金銭債務）

第三十七条　支配投資主に対する金銭債務で流動負債の部に記載すべきものは、その金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債務と区別して記載しなければならない。ただし、その金銭債務が属する科目ごとに、又は二以上の科目について一括して注記することを妨げない。

（繰延税金負債）

第三十八条　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

（長期金銭債務）

第三十九条　第三十五条及び第三十六条の金銭債務以外の金銭債務は、固定負債の部に記載し、又は記録しなければならない。

２　（略）

（長期繰延税金負債）

第四十条　第三十八条の規定により流動負債の部に記載され、又は記録された繰延税金負債以外の繰延税金負債は、固定負債の部に記載し、又は記録しなければならない。

（繰延税金資産及び繰延税金負債の記載又は記録の方法）

第四十三条　第二十条の規定により流動資産の部に記載し、記録すべき繰延税金資産と第三十八条の規定により流動負債の部に記載し、記録すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載し、又は記録しなければならない。第二十八条の規定により投資等の部に記載し、記録すべき繰延税金資産と第四十条の規定により固定負債の部に記載し、記録すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。

（出資の部）

第四十四条　１　（略）

（削除）

２　資産につき時価を付すものとした場合（法第百三十九条において

第三十九条　第三十五条及び第三十六条の金銭債務以外の金銭債務は、固定負債の部に記載しなければならない。

２　（略）

（長期繰延税金負債）

第四十条　第三十八条の規定により流動負債の部に記載された繰延税金負債以外の繰延税金負債は、固定負債の部に記載しなければならない。

（繰延税金資産及び繰延税金負債の記載方法）

第四十三条　第二十条の規定により流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と第三十八条の規定により流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。第二十八条の規定により投資等の部に記載すべき繰延税金資産と第四十条の規定により固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。

（出資の部）

第四十四条　１　（略）

２　出資の欠損がある場合には、剰余金の部を欠損金の部としなければならない。

３　資産につき時価を付すものとした場合（法第百三十九条において

準用する商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項の場合を除く。）には、その資産の評価差額金（当期利益又は当期損失として計上したものを除く。）は、第一項の規定にかかわらず、出資の部に別に評価差額金の部を設けて記載し、又は記録しなければならない。

（出資総額の部）

第四十五条　出資総額の部には、出資総額及び第六十一条第二項の規定により出資総額を控除する場合は出資総額控除額を記載し、又は記録しなければならない。

（剰余金の部）

第四十六条　剰余金の部には、出資剰余金（法第百三十五条の出資剰余金をいう。第六十一条において同じ。）、任意積立金及び当期未処分利益又は当期未処理損失を記載し、又は記録し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2　（略）

（出資の欠損の注記）

第四十六条の二　貸借対照表上の純資産額から第四十四条第二項の評価差額金の合計額を控除した額が、出資総額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。

準用する商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項の場合を除く。）には、その資産の評価差額金（当期利益又は当期損失として計上したものを除く。）は、第一項の規定にかかわらず、出資の部に別に評価差額金の部を設けて記載しなければならない。

（出資総額の部）

第四十五条　出資総額の部には、出資総額及び第六十一条第二項の規定により出資総額を控除する場合は出資総額控除額を記載しなければならない。

（剰余金の部又は欠損金の部）

第四十六条　剰余金の部又は欠損金の部には、出資剰余金（法第百三十五条の出資剰余金をいう。第六十一条において同じ。）、任意積立金及び当期未処分利益又は当期未処理損失を記載し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2　（略）

（新設）

（当期未処分利益又は当期未処理損失）

第五十七条　（略）

一、二　（略）

2　投資主の請求により投資口の払戻しをする旨規約（法第六十六条第一項の規定により作成する規約をいう。）に記載又は記録のある投資法人にあっては、払戻しに伴う当期利益の分配額は前条第三項に規定する当期利益又は当期損失から当該金額を減算する形式により、払戻しに伴う当期損失の分配額は同項に規定する当期利益又は当期損失に当該金額を加算する形式により、記載しなければならない。

3　（略）

（資産運用報告書の記載事項）

第五十九条　（略）

一～十三　（略）

十四　当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあっては、株式、公社債又は新株予約権証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率）

十五～二十四　（略）

2　（略）

（当期未処分利益又は当期未処理損失）

第五十七条　（略）

一、二　（略）

2　投資主の請求により投資口の払戻しをする旨規約（法第六十六条第一項の規定により作成する規約をいう。）に記載のある投資法人にあっては、払戻しに伴う当期利益の分配額は前条第三項に規定する当期利益又は当期損失から当該金額を減算する形式により、払戻しに伴う当期損失の分配額は同項に規定する当期利益又は当期損失に当該金額を加算する形式により、記載しなければならない。

3　（略）

（資産運用報告書の記載事項）

第五十九条　（略）

一～十三　（略）

十四　当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあっては、株式、公社債又は新株引受権証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率）

十五～二十四　（略）

2　（略）

（附属明細書の記載事項）

第六十四条　附属明細書には、この府令に定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び資産運用報告書の記載を補足する重要な事項を記載し、又は記録しなければならない。

（附属明細書の記載事項）

第六十四条　附属明細書には、この府令に定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び資産運用報告書の記載を補足する重要な事項を記載しなければならない。

別紙様式第１号（第65条第１項関係）

附　属　明　細　書

第１～第１２　（略）

第１３　資産運用を行う投資信託委託業者の利害関係人等との取引状況表及び当該利害関係人等への支払手数料等の状況表

(1)　利害関係人等との取引状況表

年　月　日から
年　月　日まで
（単位：　）

区分	売買金額等					
	買付額等 A	うち利害関係人等との取引額 B	B/A	売付額等 C	うち利害関係人等との取引額 D	D/C
株券						
新株予約権証券						
公社債						
新株予約権付社債						
その他有価証券						
株式先物取引						
株式オプション取引						
債券先物取引						
債券オプション取引						
その他先物取引						
その他オプション取引						
預金						
譲渡性預金証書						
金銭信託						
コール・ローン						
貸付金（コールローンを除き、割引手形を含む）						
匿名組合出資持分						
信託受益権						

別紙様式第１号（第65条第１項関係）

附　属　明　細　書

第１～第１２　（略）

第１３　資産運用を行う投資信託委託業者の利害関係人等との取引状況表及び当該利害関係人等への支払手数料等の状況表

(1)　利害関係人等との取引状況表

年　月　日から
年　月　日まで
（単位：　）

区分	売買金額等					
	買付額等 A	うち利害関係人等との取引額 B	B/A	売付額等 C	うち利害関係人等との取引額 D	D/C
株券						
新株引受権証券						
公社債						
転換社債						
新株引受権付社債						
その他有価証券						
株式先物取引						
株式オプション取引						
債券先物取引						
債券オプション取引						
その他先物取引						
その他オプション取引						
預金						
譲渡性預金証書						
金銭信託						
コール・ローン						
貸付金（コールローンを除き、割引手形を含む）						
匿名組合出資持分						

建　　　　物						
土　　　　地						
借地権・地上権						
そ　の　他						

(2)　利害関係人等への支払手数料等の状況表

（略）

（記載上の注意）

1、2　（略）

3　利害関係人等との取引状況

(1) 株式、新株予約権証券、公社債及びその他有価証券は、当期中における当該有価証券の売買総額を記載すること。ただし、公社債及びその他有価証券については、既経過利子相当額を除くこと。

(2)～(7)　（略）

信託受益権						
建　　　　物						
土　　　　地						
借地権・地上権						
そ　の　他						

(2)　利害関係人等への支払手数料等の状況表

（略）

（記載上の注意）

1、2　（略）

3　利害関係人等との取引状況

(1) 株式、新株引受権証券、公社債及びその他有価証券は、当期中における当該有価証券の売買総額を記載すること。ただし、公社債及びその他有価証券については、既経過利子相当額を除くこと。

(2)～(7)　（略）